

# 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

昭和六十二年五月十九日

岡山県規則第三十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、墓地等の経営の許可等に関する条例（昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模な墓地等)

第二条 条例第四条第三号の規則で定める面積は、二十平方メートル（次項第一号の場合にあつては、当該移転しようとする墓地の面積）とする。

2 条例第四条第三号の規則で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要なとき。
- 二 自己又は自己の親族の墳墓の設置された場所に隣接して、自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとするとき。
- 三 自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとする場合であつて、当該墓地に近接して多数の墳墓（地方公共団体又は宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）が設置した墓地に係る墳墓を除く。）があり、当該墓地の設置が住民の宗教的感情に適合すると知事が認めるとき。
- 四 自己又は自己の親族のために墓地を設置しようとする場合であつて、当該墓地を設置しようとする場所が山間地その他交通の著しく不便な場所にあり、当該墓地を設置することがやむを得ないと知事が認めるとき。

(事前届出)

第三条 条例第五条の規定による届出は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付して、許可の申請をしようとする日の九十日前までに行わなければならない。

一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による許可に係る届出

イ 記載事項

- (1) 届出をする者の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の敷地の地番、地目及び面積並びに所有者の氏名又は名称及び住所
- (4) 墓地等の構造設備の計画概要
- (5) 許可申請の予定年月日
- (6) 墓地等を経営しようとする理由

ロ 添付書類

- (1) 宗教法人にあつては、当該宗教法人の規則の写し及び登記事項証明書
- (2) 墓地等の所在地の位置を明らかにした図面
- (3) 墓地にあつては周囲百メートル以内、納骨堂にあつては周囲五十メートル以内、火葬場にあつては周囲二百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (4) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- (5) 墓地等の敷地の登記事項証明書

- (6) 墓地等の構造設備の計画概要を明らかにした図面
- (7) 墓地等の経営の計画概要を明らかにした書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

## 二 法第十条第二項の規定による変更の許可に係る届出

### イ 記載事項

- (1) 前号イ(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更後の前号イ(3)及び(4)に掲げる事項
- (4) 変更の許可申請の予定年月日
- (5) 変更の理由

### ロ 添付書類

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 変更後の前号ロ(2)から(8)までに掲げる書類

- 2 前項第一号の届出書は、墓地に係るものにあつては墓地経営許可申請事前届出書（様式第一号）、納骨堂に係るものにあつては納骨堂経営許可申請事前届出書（様式第二号）、火葬場に係るものにあつては火葬場経営許可申請事前届出書（様式第三号）によるものとし、同項第二号の届出書は、変更許可申請事前届出書（様式第四号）によるものとする。

### （公示標識の設置等）

- 第四条 条例第六条第一項に規定する標識（次項及び第三項において「公示標識」という。）は、前条第一項に規定する届出書に記載された同項第一号イ(5)又は同項第二号イ(4)に掲げる日（以下「申請予定日」という。）の六十日前までに設置しなければならない。
- 2 公示標識は、墓地等の工事に着手する日の前日までの間、設置しておかなければならない。
- 3 公示標識は、様式第五号によるものとする。

### （説明会の開催）

- 第五条 条例第七条第一項に規定する説明会（以下この条及び次条において「説明会」という。）は、申請予定日の三十日前までに開催しなければならない。
- 2 条例第七条第一項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。
- 一 墓地にあつては当該墓地の予定地から百メートル以内、納骨堂にあつては当該納骨堂の予定地から五十メートル以内、火葬場にあつては当該火葬場の予定地から二百メートル以内の区域にある建築物等の所有者又は管理者及び居住者
  - 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体（同項に規定する一定の区域に、墓地にあつては当該墓地の予定地から百メートル以内、納骨堂にあつては当該納骨堂の予定地から五十メートル以内、火葬場にあつては当該火葬場の予定地から二百メートル以内の区域の全部又は一部を含むものに限る。）の代表者等
- 3 法第十条第一項の規定による許可に係る説明会においては、申請予定者（条例第六条第一項に規定する申請予定者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項についての説明を行わなければならない。
- 一 申請予定者の名称、住所及び代表者の氏名
  - 二 墓地等の所在地
  - 三 墓地等の敷地の地番、地目及び面積並びに所有者の氏名又は名称及び住所
  - 四 墓地にあつては、利用に供する区画数

- 五 墓地等の構造設備の計画概要
  - 六 墓地等の維持管理等の具体的な方法
  - 七 申請予定日
  - 八 墓地等の造成工事又は建設工事の方法等
- 4 法第十条第二項の規定による変更の許可に係る説明会においては、申請予定者は、次に掲げる事項についての説明を行わなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
  - 二 変更後の前項第三号から第五号までに掲げる事項
  - 三 申請予定日
  - 四 変更に係る墓地等の造成工事又は建設工事の方法等
  - 五 変更の理由

(説明会の内容等の報告)

- 第六条 条例第七条第四項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出することにより行わなければならない。
- 一 説明会の開催日時及び場所
  - 二 墓地等の予定地に隣接する土地の所有者及び前条第二項各号に掲げる者（以下この条において「対象者」という。）及び参加者の氏名及び住所
  - 三 対象者のうち説明会に参加しなかつたものがある場合にあつては、その理由
  - 四 説明を行つた者の氏名及び職名並びに説明の内容
  - 五 参加者から申出のあつた意見及び当該意見に対する対応案
  - 六 条例第七条第一項ただし書に規定する個別の説明を行つた場合にあつては、当該説明に係る第一号、第四号及び前号に掲げる事項
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 説明会において使用し、又は配布した書類
  - 二 対象者又は参加者から書面により意見の申出があつた場合にあつては、当該書面の写し

(経営許可申請書の様式及び添付書類)

- 第七条 条例第十条第一項に規定する申請書は、墓地に係るものにあつては墓地経営許可申請書（様式第六号）、納骨堂に係るものにあつては納骨堂経営許可申請書（様式第七号）、火葬場に係るものにあつては火葬場経営許可申請書（様式第八号）によるものとする。
- 2 条例第十条第二項第七号の規則で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 墓地の造成工事の明細書（様式第九号）
  - 二 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第七条第一項の表に掲げる図面（崖面崩壊防止施設の断面図及び崖面崩壊防止施設の背面図を除く。）
  - 三 岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和四十三年岡山県規則第三十一号）第四条第一項各号に掲げる書類（同項第二号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）
  - 四 第十二条に規定する措置を行う場合にあつては、第十三条各号に規定する資格を有することを証する書類

(変更許可申請書の様式)

- 第八条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、変更許可申請書（様式第十号）によるものとする。

(廃止許可申請書の様式)

第九条 条例第十二条第一項に規定する申請書は、廃止許可申請書（様式第十一号）によるものとする。

(入所施設)

第十条 条例第十四条第一号の規則で定める施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項各号に掲げる施設とする。

(造成工事の技術的基準)

第十一条 条例第十六条第一項第二号の規則で定める技術的基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）第十六条第一項に定める技術的基準とする。

2 条例第十六条第一項第六号の規則で定める技術的基準は、政令第八条から第十三条まで及び第十五条第一項に定める技術的基準とする。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第十二条 条例第十六条第一項第七号の規則で定める措置は、政令第二十一条各号に掲げる措置とする。

(設計者の資格)

第十三条 条例第十六条第一項第七号の規則で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 政令第二十二条第一号から第四号までに掲げるもの
- 二 知事が前号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(工事着手届出書の様式)

第十四条 条例第二十四条の規定による届出は、工事着手届出書（様式第十二号）によるものとする。

(工事完了検査)

第十五条 条例第二十五条第一項の完了検査を受けようとする者は、工事完了検査申請書（様式第十三号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第十条第一項の許可又は同条第二項の規定による変更の許可に係る墓地の工事の一部が完了した場合において、工事が完了した当該墓地の部分が独立して使用することができるものであり、かつ、墓地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、当該墓地の経営者の申請により、当該工事について、一部完了の検査を行うことができる。

3 前項の規定による一部完了の検査の申請を行おうとする者は、墓地工事一部完了検査申請書（様式第十四号）に完了部分を明示した図面を添えて知事に提出しなければならない。

4 第十七条の規定は、前項の場合に準用する。

(標識の掲示)

第十六条 条例第十六条第一項の造成工事（以下「造成工事」という。）を行う者（次条において「造成主」という。）は、造成工事の着手の日から完了の日までの間、造成工事の現場の見やすい場所に墓地造成工事標識（様式第十五号）を設置しておかななければならない。

(造成工事の施行状況の報告)

第十七条 造成主は、造成工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真等の資料を作成し、造成工事の完了後、第十五条第一項の工事完了検査申請書に当該資料を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき。 寸法、形状及び位置
- 二 鉄筋コンクリート造りの擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。 寸法及び位置
- 三 擁壁等の高さが計画高の二分の一の工程に達したとき。 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ
- 四 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗きよ、管きよ等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前になったとき。 形状及び位置
- 五 前各号に掲げるもののほか、工事完了後外部から確認できなくなる箇所の施工段階寸法、形状、位置等

2 造成主は、高さが三メートルを超える擁壁の工事を行おうとするときは、前項第一号から第三号までのそれぞれの工程に至る日の二日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第十八条 条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部（造成工事を行う場合には、副本二部）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 墓地埋葬等に関する法律施行細則（昭和四十九年岡山県規則第六十一号）は、廃止する。

附 則（平成六年規則第一六号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一三一号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第二七号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二三年規則第六七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年規則第五十六号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。